

午前10時2分 開議

議長（堀口武視君） ただいまから平成16年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 竹田光良君、3番 中尾広城君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第4号 市道路線の認定等についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました議案第4号に関し、委員長長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長 上山 忠君。

産業建設常任委員長（上山 忠君） おはようございます。ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本定例会において産業建設常任委員会に付託を受けました議案第4号 市道路線の認定等につきまして、その審査の概要並びに結果の御報告を申し上げます。

なお、審査結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております本常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会は、去る9月7日、委員並びに関係理事者の出席のもと開催し、慎重に審査を行いました。

それでは、委員会における審査の概要及び結果について、順次御報告を申し上げます。

質疑の中で、まず初めに市道路線の認定についての一定の認定基準について示せ、また従前までは認定対象となる道路にあって、その一端が袋小路のような場合は市道と認定しないと聞いたことがあるが、その辺の認定基準について示せとの問いに、まず認定基準については、各市町村とも道路法の管理基準等から作成しており、本市においても、道路法及び都市計画法並びに建築基準法等の規定を準用して作成しているとのことでした。

また、指摘の点については、認定対象となる道路の一端の抜けるところが道路法による道路、つ

まり国道、府道、市道等に接続しているケースや奥行きだけで終わる道路については、建築基準法第42条第1項第5号の道路位置指定基準を準用し、一定延長以上、すなわち35メートル以上であるが、それ以上になると転回路等を設けるケース、ただこの場合、延長が35メートル以上にならない道路については、建築基準法上の道路位置指定を受けているものについては引き取っていくというケースもあり、さらに特殊な例としては、認定対象路線が計画路線で将来道路としてつながる予定であるところについては、そこまででとめているケースもあるとのことでした。

次に、今回市道認定が24路線、廃止が4路線、変更が1路線ということになっているが、これらの路線数を加えた本市全体の路線数を示せ、また今回の道路延長により、本市での道路の総延長距離はどれくらいになるのか示せとの問いに、まず本市全体の路線数は、今回の認定路線を加え総数で417路線であり、また総延長距離は、今回の分を加え約196キロメートルになるとのことでした。

これに対し、これら417路線、約196キロメートルにわたる認定道路の維持管理について、市としてどのような方法で維持管理に努めているのかを示せとの問いに、これについては危険性、緊急性のあるところについては即対応しており、また年次的な道路改修については、地区割りで予算配分を行い、地元の関係者の方々とも相談をしながら計画的に行っているとのことでした。

次に、変更路線の岡中六尾線について、その変更内容について説明せよとの問いに、これについては、変更前の金熊寺川を渡っている猿田橋から滑瀬遺跡までの岡中六尾線については、非常に道路幅が狭く、軽自動車を通るのも難しいというような道路であり、並行している金熊寺川の左岸及び右岸の改修に伴い、道路法による認定道路という形で舗装を条件とした表面管理という方法による管理用道路として一定幅の整備を行ったということであるとのことでした。

次に、市に移管される道路について、その移管される時期等について市の考え方があれば示せとの問いに、移管の時期については、従前開発地に

においてはおよそ7割程度の完成を見て、市に移管されていたが、現在、府下市町村においても、開発業者等の倒産による権利継承の問題が生じるケースもあることから、早期に引き取るように努力をしているとのことでした。

また、道路認定を行うに当たっては、まず当該道路が舗装されていることが基本であり、所有権等の移転については、都市計画法の第39条及び第40条に基づいて行っているとのことでした。また、場合によっては、供用開始後に市道認定する場合もあるとのことでした。

また、市に移管された後の瑕疵担保の期間について示せとの問いに、基本的には1年間であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、本常任委員会に付託されました議案第4号についての議案審査の概要並びに結果についての私の報告とさせていただきます。

以上です。

議長（堀口武視君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第5号 財産処分についてから日程第6、議案第8号 平成16年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）までの以上4件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案4件に関し、

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長 南 良徳君。

総務文教常任委員長（南 良徳君） ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本常任委員会に付託を受けました議案第5号 財産処分について、議案第6号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）、議案第7号 平成16年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算、議案第8号 平成16年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）の以上4件の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会に付託されました以上4件の審査につきましては、過日の9月7日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもと開催し、慎重なる審査を行いました。

それでは、審査の概要を順次御報告申し上げます。

まず初めに、議案第5号 財産処分について申し上げます。

今回の財産処分について、その内容を示せとの問いに、泉州東部区域農用地総合整備事業として総事業費50億円をかけて実施している事業であり、これには基幹農道の整備のほか、下村団地と六尾団地の圃場整備を含んでおり、具体的な箇所については、高倉林道から450メートルの区間の基幹農道に係る用地買収のエリアとのことでした。

次に、本事業の計画図内で一部道路予定地が表示されていない部分について、その理由を示せとの問いに、当該部分については現在オオタカの生息が認められている箇所であり、この保護のために緑資源公団が現在生態調査を行っており、今後ルート変更等も考えられる中、事業費、工事期間等の見直しも含め、今回の事業計画には上げず、今後は大阪府が関連道路として整備することとなっているとのことでした。

また、圃場整備によって、田畑の整備も進めら

れることとなるが、基幹農道の整備の完了時期等についてはいつになるのか、また本事業に係る今後の償還の予定を示せとの問いについて、本事業の完了予定時期としては平成19年度を予定しており、償還については平成20年度から15年間で、現時点での試算では毎年約7,600万円を見込んでいたとのことでした。

今後、府が緑資源公団にかかわって事業実施する部分についての完成時期と、本事業に関係して行われる圃場整備として地元負担は生じるのかとの問いに、圃場整備に係る負担としては、地元負担が10%であり、基幹農道の府が行う部分の整備については、現在府下で整備している農道整備が完了次第、実施予定となっており、事業年度や事業方法等については明確でなく、また今後市の負担が生じることについても、その内容等については明確に示すことはできないとのことでした。

以上で質疑を終結し、続いて討論、採決に入りました。

まず、討論の中で、六尾の圃場整備があわせて実施されることは好ましいが、現在市の財政状況が厳しい中であって、平成20年度以降、毎年8,000万円近い償還が発生することについては、今後の市の財政に大きな影響を与えるものとして反対する討論がありました。

かくして、採決の計画、起立多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第6号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第4号)について、審査の報告を行います。

まず初めに、現時点での平成15年度決算状況について示せとの問いに、平成15年度一般会計の決算見込みについては、実質収支については約4億1,100万円の累積赤字を見込んでおり、平成14年度末では約7億8,500万円の累積赤字であり、単年度収支としては3億7,300万円の黒字となり、経常収支比率は100.9%とのことでした。

次に、民生費の中の知的障害者福祉費の補助金について、その内訳を示せとの問いに、補助金の内訳として、人員の就労日数については、パンづくりについては、月曜日から金曜日まで、9時か

ら17時までの20日で、平成15年度の実績として237日であり、毎月泉南作業所と事業所との間で40万円の委託契約を結んでおり、事業所より2名ないし3名が派遣されているとのことでした。

また、賃金については月給制となっており、遅刻や欠勤等については減額もあり、労働能力によって1時間当たりの賃金がそれぞれ定められているとのことであり、本事業における事業の取り組み、効果としては、現在いずみ野福祉会によって4つの形に分類され、いずみ野作業所について、パンづくりの作業については、高工賃作業型で付加価値の高い授産科目を主に自主製品を企画することで、利用者の平均賃金を上げたり、授産科目の量や種類をふやすことで、一定目的を達成していると認識しているが、現在パンの販売においても、その販路の拡大が進んでいない現状であるとのことでした。

また、現在市の財政が厳しい状況の中、また国からの三位一体の改革が進む中であって、この補助金制度や事業の委託方法について、見直し等は考えられないのかとの問いに、本作業所については、障害者の自立支援施設として大きな役割を果たしていることも事実であり、また一方では相当の一般財源を補助金として投入している中で、この補助金制度の見直しについても、昨年より当該事業者と交渉を続けた結果、重度加算について45%から35%に減額しており、今後についても、本市の財政状況や他市の状況、また費用対効果も検証した中で、さらに協力と理解を求めていきたいとのことでした。

次に、児童福祉総務費の中の扶助費について、その内容を示せとの問いに、本年6月に法改正がされ、4月までは就学前まで児童手当の対象になっていたものが、小学校の第3学年終了前まで児童手当を給付するという法の改正があり、これに伴い、この対象者の増加に伴う分として予算を計上しており、被用者而非被用者の違いについては、被用者については厚生年金等に加入のサラリーマン等であり、非被用者については国民年金の加入者であるとのことでした。

次に、土木費の中の河川費220万円の事業内

容を示せとの問いに、本事業は土砂災害情報相互通報システム整備事業として、府からの受託事業として市内において整備を行っており、事業内容としては、災害時において、土砂災害に係る情報を行政と住民との間で相互に伝達するための情報処理装置等の設置、整備に係る費用であるとのことでした。

次に、信達樽井線の整備に当たっては、大阪府とイオンとの取り決めの中から始まったことであり、結局として市に整備を求めてきたものではないかとの問いに、信達樽井線については都市計画道路であり、府道堺阪南線からりんくうタウンまで事業認可をとり事業を行っている中で、企業局より整備の要請を受け、府の財政面等を含む支援を受けて、もとより整備すべき道路であり、今回整備に向けて事業実施したいとのことでした。

また、今回合併という選択肢がなくなった中で、本事業に係る財政シミュレーションを合併をする場合としない場合との両面で考えられていたと思うが、市の負担が32億円余り発生する中、果たして健全化計画は達成されるのかどうかについて、イオン関連の税収として交付金が来年6月以降に歳入され、建物等に係る固定資産税についても平成17年度より見込まれるものであり、借入金については、7年間にわたり徐々に借り入れることで据え置き期間もあることから、平成20年までは返済期よりも実質の税収は上回ることになるので、財政健全化計画実施中に影響を与えるものではないとのことでした。

次に、現在、府貸付金と臨道債の借入金に係る金利が当初より1%と0.7%上昇しているが、この影響額について示せとの問いに、本事業については、事業費が9億円余り減少しており、当初の計画より元金が3億600万円減少しており、金利については上昇しているので実質的には6億5,400万で、前回の試算よりも1億円余りふえているが、トータルでは1億7,500万円の減少となっているとのことでした。

次に、イオンからの税収については、目的税として扱うのではなく、道路整備に充てるべきではないと思うが、市の考えを示せとの問いに、当然目的税として考えているわけではなく、一般財源

として取り扱うものであり、イオン出店に関連する税収については年度単位で市に歳入されるが、財政シミュレーションを行うに当たっては、収入に伴う支出という中で試算しているとのことでした。

また、健全化計画の実施に当たっては、達成できなかった場合のペナルティーもある中で、果たして計画どおりの平成16年度の単年度収支の黒字化と平成18年度の経常収支比率の93.2%の達成はできるのかとの問いに、市としても黒字化を目標とし、経常収支についても、当初の見込みの数字について、三位一体の改革により具体的な数値は示されないものの、他の自治体も同様の減収となっている中、大阪府も経常収支の目標値の見直し、緩和を検討しており、市としても府の示す目標の達成に向け、また三位一体の改革に伴う減収分については、健全化計画に見込まれていなかったため、今後見直しを図っていきたいとのことでした。

次に、今回信達樽井線改良事業補助金として予算が計上されているが、今市内を見ると信達樽井線よりも市民の求めている道路整備として砂川駅前前の整備があるものと思われるが、現在の砂川駅前整備の状況を示せとの問いに、今回の補正予算については、府道堺阪南線からりんくうタウンに至るまでの整備事業費であり、本事業については平成9年度に事業認可をとり事業を実施しているが、砂川駅前前の交通広場の整備については、都市計画決定のみで事業認可はされておらず、街路事業として通過交通を避けるため駅前広場をつくる計画の中で、現在都市計画決定に向けて今年度は作業を進めているとのことでした。

また、今回イオンモール出店に際し、イオンから道路整備の要望が出されているが、本市の財政状況を見ると、伊丹にあるダイヤモンドシティと出店に至る経過が異なっても、市としてはイオンに対し協力を求めるべきではなかったかとの問いに、信達樽井線の整備については、イオンの出店の絶対条件ではなく、道路整備の要望についてもイオンから大阪府を通じて要請されたものであり、信達樽井線の整備に当たっては、市の財政負担も大きい中、国・府の支援、協力を求め、国庫補助

負担金の10%増や交付税で参入される有利な臨道債の活用も行い、また工事施工や用地交渉を含めた人的支援等もあわせて受けており、市として一定各団体、機関への協力も求めているとのことでした。

また、オープンまでにイオンから要望のあったその他の点についても、関係団体と鋭意努力しており、特にオープン時の交通渋滞の解消についても、旧26号線と市場岡田線との交差点の右折レーンの新設等については、用地費や工事費については開発者に負担を申し入れており、また大里川の防潮堤からりんくうタウンに通じる道路の整備についても、大阪府企業局に対し、イオンのオープンまで整備するように申し込んでいるとのことでした。

次に、今回多額の費用を投入し、信達樽井線の事業を実施するに当たって、完成後の波及効果や経済効果、利便性の向上についてどのくらいの効果を試算しているかとの問いに、信達樽井線の供用開始に伴う波及効果としては、沿道利用の促進と向上、南海本線を越えることの交通便利性の向上など、大きな効果が考えられるが、具体的な数値としての効果額等については、今後資料等の収集に努め、整理を行っていききたいとのことでした。

次に、信達樽井線に係る委託料の減額の内容を示せとの問いに、今回の減額については、橋梁区間の工事については大阪府に委託していたが、関係地先等との用地交渉が終了していない部分もあり、今年度において委託をし、工事を行うことがおこなわれていることで減額をし、次年度に繰り延べるものであるとのことでした。

また、今回の補償について総額として一体どれぐらいの金額になるのか、その内訳を示せとの問いに、予算ベースで債務負担行為として合計で公有財産購入費並びに補償補てん及び賠償金の合計で25億3,500万円、そのうち補償補てん及び賠償金が23億円、公有財産購入費が2億3,500万円と考えているとのことでした。

次に、信達樽井線の整備については、今回イオンの出店に際し、早期の完成に向けた予算化を考えられているが、将来の本市において道路整備は必要と考える行政としての考えと、財政状況の厳

しい中、事業を急ぐ必要はないのではないかという市民の考え方との違いがあることは、合併問題でもあったように、市民に対しての説明が十分に果たされていない結果と思われるが、市は今後市民の意向や考えを反映できるような公聴会などの方法はとることは考えられないのかとの問いに、都市計画道路は都市計画決定時に説明会を行っており、その後事業の進捗とともに事業認可の取得時においては、権利制限が生じたり、買い取り請求といった法的な部分も生じることから、説明会を行った上で事業認可を取得することになるが、信達樽井線においても同様に沿道の権利者に対しては説明会を開いており、実際に用地の先行買収や建物の後退なども行われている部分もあるとのことでした。

また、本事業については、毎年約8,000万円程度の投資を行い、事業を継続してきたが、このペースで進めば、先行買収地の一部を買い戻したことで精いっぱいとなり、事業としては遅々として進まないことも考え、また沿道の住民の方々にも不便を強いている状況を考え、今回イオンの出店を1つの契機ととらえ、国・府の財政的な特別の支援を受ける中で事業を大きく進めることで、13億円に上る開発公社による先行取得用地の解消や、公社の債務負担も同時に軽減され、高架化が完成することで、市の都市軸としての信達樽井線が開通することのメリットも大きく、今後の事業の実施についても、事業経費の軽減にも一方では努力していききたいとのことでした。

また、今回事業の完成が当初の見込みよりおこなわれるとのことであるが、その理由を示せとの問いに、当該工場の構内で施設の再配置については、安価な工法を採用することにより、操業しながら移転等を行うことから、今年度については、当事者との交渉、契約が順調に進んだと仮定しても、当該物件の規模が大きいため、関係法令の許認可等の手続に今年度末まで時間を要するため、現実的には次年度より工事に着手することから、今後2年半余りの時間を要すると考えており、現場が更地となってから橋梁の工事に着手するため、最終の完成時期としては平成21年度で見込んでいるとのことでした。

次に、イオンの開店時には市内、市外より多くの来店者が押し寄せ、付近の道路の交通混雑が予想されるが、市としての対応を示せとの問いに、交通混雑の処理については、イオンと大阪府警で協議が行われており、メイン道路である府道泉佐野岩出線については、店舗中に滞留帯を設けることや右折レーンの延長や左折レーンの新設により、交通混雑の処理を行うとのことでした。

イオンへの進入箇所が少ないことについては、建物と駐車場の間に敷地内道路をつくっており、信号より進入した車については、一たん中に入れた中で各駐車場に振り分けることで、交通の流れをとめない方法は適当ではないかとのことでした。

また、警察との協議において、交差点での右折においては時差信号による処理も必要とのこと、今後も交通混雑の処理については、継続的に協議をしていきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、続いて討論、採決に入りました。

まず、信達樽井線の事業については、市はイオンの出店を1つの契機として事業を一気に進めることで、市の財政負担などのメリットを強調するものの、現在の財政状況については無視をしてイオンや大阪府に頼まれて事業を行うことについては問題であり、今回補正予算については、平成19年度までの債務負担行為と一般会計の5億円の支出が計上されているが、事業の完成時期が平成21年度におくれる中で、一方ではことし11月のオープンに間に合わない中で事業を急ぐことは問題であり、大阪府においてもイオンの出店にあわせてりんくうタウンの府道の整備や信号機の設置まで行うことについては、今後イオンを中心として市の中心がりんくうタウンに移っていくことへの不安や、内陸部の商店の衰退や、オープンしてからの付近の道路の渋滞対策も万全とは言えない中で、信達樽井線の事業だけを一気に進めていくことについては、将来の市の財政への大きな負担になることを指摘し、本予算については反対する討論がありました。

かくして、採決の結果、起立少数により否決されました。

次に、議案第7号 平成16年度大阪府泉南市

信達郷財産区会計予算について申し上げます。

まず初めに、今回の財産収入について、その平米単価を示せとの問いに、当該物件に係る買収金額として、平米単価として4,800円とのことでした。

次に、財産区財産の処分に当たって、その売却代金等については税の課税対象となるのではないかとの問いに、財産の処分や民間への貸し付け等に係る所得等については、法人税は課税されており、市税であります法人市民税、固定資産税については減免扱いされているとのことでした。

このことに関して、現在減免扱いされていることについては、いかなる理由をもって減免とされているのかとの問いに、公共性、公益性をかんがみて市税の減免がなされているが、財産の管理、運用については法に基づいて適正に処理されるべきと考えており、今後は指摘の事案等があれば、十分精査して適正に運営していきたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はありませんでしたが、採決時に可とすることに御異議がありましたので、起立により採決の結果、起立多数をもって原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第8号 平成16年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本議案については、質疑、討論ともにありませんでしたが、採決時に可とすることに御異議がありましたので、起立により採決の結果、起立少数により否決することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、本委員会に付託されました議案4件の審査結果について、私の報告とさせていただきます。

議長(堀口武視君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

真砂議員。

21番(真砂 満君) 委員長、大変御苦労さまでございました。議案第6号、平成16年度泉南市一般会計補正予算の点に限って質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、ただいま委員長の御報告の中で、

最終的に起立少数ということで原案否決という御報告を受けました。今議会は、合併の住民投票の結果を受けて、信達樽井線を含むこの補正予算ですね、この議論が1つの大きな課題であったというか、議論が集中してきたというふうに私は思っております。

そんな中で、活発な議論展開があったかというふうに思うんですが、実は私どもの会派の方は、非常に難しいこの信樽線の取り扱いの問題をめぐって、会派で十分に結論を見出すところまで現実至っておらなかったということがございまして、うちから委員会に委員を出しております島原委員の方から委員長に対しまして、採決の前に休憩をとっていただいてというお話をしたかというふうに思うわけでありまして、現実はそのようなこともなく採決に入られたということでありまして、賛成に起立をしないまま、結果として反対の取り扱いとしてみなされてしまったということございまして、本意ではないというように御報告を受けました。

その辺で、採決までに委員長の方に申し入れをしているということも含めまして、そういった時間的な猶予も含めてとれなかったのかどうか、まず1点お聞きをしたいというふうに思います。

それと、非常に具体的な中身のことで委員長、申しわけないんですが、ただいま説明をしていただきました、金利が1%ふえたという御報告をいただきましたね。その中で、今数字の方も含めてお話をいただいたんですが、ちょっとメモをとらしていただいたんですが、メモの方も不十分でして、再度お聞かせをいただきたいんですが、結局は金利がふえた分と実質的な影響ですね、それを改めてお示しをいただきたいなと。ちょっと聞き漏らした点ありましたんで、非常に申しわけないんですが、改めて御説明をいただけたらなというふうに思います。

その2つ、よろしく願います。

議長（堀口武視君） 南委員長。

総務文教常任委員長（南 良徳君） ただいまの真砂議員の2点について御答弁を申し上げます。

まず、1点目ですね。非常に会派として結論を出していなかった段階で、委員長に対して休憩を

とってほしいとの申し入れをしたと思うがと、ということでございますが、そういう申し入れは一切受けておりません。

それから、2点目ですが、先ほど報告の中でちょっと早口でしゃべったかもわかりませんので、御指摘のところについて再度報告をさせていただきます。

現在、府貸付金と臨道債の借入金に係る金利が当初より1%と0.7%上昇しているが、この影響額について示せとの問いに、本事業については事業費が当初よりも9億円余り減少しており、当初の計画より元金が3億600万円減少しており、金利については上昇しているので実質的には6億5,400万となり、前回の試算よりも1億円余りふえています。トータルでは1億7,500万円の減少となっていると、こういうことですので、よろしく願います。

議長（堀口武視君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） ありがとうございます。

数字の方は、ゆっくり言っていただきましたんで、十分理解いたしました。

それと、冒頭の分なんですけど、私もそこに傍聴しておらなかったんで詳しくはわかりませんが、報告を受けておるのは、当該委員会におられる奥和田議員さんの方から代表してその辺の申し入れをしたんだというふうに御本人から伺っておるんですが、そういった事実もなかったですか。あったか、なかったかだけで結構でございますけれども。

議長（堀口武視君） 南委員長。

総務文教常任委員長（南 良徳君） 再度御答弁を申し上げます。

ただいま言われましたように、奥和田委員からは休憩をとってほしいという旨の申し入れが会議前にございました。私としても了解しまして、ただそのときは代表してということではなくて、奥和田委員個人的な申し入れであったと。私も、副委員長に先にその申し入れをされてまして、私の方が後で言ったものですから、その辺のところは副委員長とも認識をしておりますが、全体を代表してという認識はございませんので。

さらにまた、中身を言えというのであれば申し

上げますが、あったか、なかったかということでございますので、以上で答弁とさせていただきます。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） じゃ、お尋ねしますけども、今の委員長報告というのはだれがつくってるんですか。

委員会には一同、我々総務委員会の中であれだけかんかんがくがくの議論をして、しかも泉南市の歴史始まって60億、こういう膨大な事業をする委員会が1時間か2時間かで終わってるわけです。それはそれで構へんのですけども、もっとやっぱりああいう時点でいろいろ論争があったことについては、発言者、質問者等々の了解や理解を得て報告書を作成すべきじゃないですか。

委員長みずからがこれを作成して、どのような判断で、はっきり言えばこれをつくられたんですか。地方自治法には、所管の議事整理あるいは運営等々はその委員長の責任においてやるべきだという規定がありますよ。職員につくらしたらあかんですよ、これ。

しかも、そういう意見が出たんだから、うちは保留ですよと。60億なんなんとするのをわずか1時間か2時間、1回か2回の質問でぶち切られるということは、やっぱり問題だと思うんですよ。

地方自治法は、あるいは憲法にしても 憲法はまだ変わってないですけど、地方自治法は、本会議でもそうでしょう。年4回の義務づけが、1回でもいいし、5回でもいいし、10回でもいいと変わりましたよ、この前。しかも、本審査、本会議から下審査に委員会、常任委員会に付託をされて審議をとするわけですから、もっともっと、7人しかいてない 7人ですよ総務委員会。7人の中で一人一人の立場に立って意見を聞くこと、それが民主主義じゃないですか。

だから、私は保留と言ったのは、私の会派はまだ調整してませんのでお願いをしますと、こう言った。奥和田先生に午前中頼んだのは、島原からは、確かに私からは委員長には言いませんよ。奥和田先生にそれならそういうて言うといってくれ

ますかと。休憩をとろうかということやったから、そういうことに私は理解をしてますよ。採決前には休憩とろうかと、こういうことでしたから。

だから、僕はそういう理解、だれが言おうとも一応やっぱりああいうその時点での混乱の中で整理する場合は、最終的には議長が調停に入りましたからお任せしてるんですけども、議事というものはそんなもんじゃないですかと。委員会というものはそんなもんじゃないですかと。

本来、これは新しい議会からそうなると思うんですけども、委員長報告をきちっとするには、その報告の内容は、その委員に事前に見せて理解をとって報告すべきですよ。それでないと、今のよな報告になっちゃうんです。僕の言ったことが全然無視されてるんです。

だから、保留と言うて手を挙げて発言することは、何も批評でも何でもありませんよ。保留があかんというなら、あんたは退席をしてください、退席をせいでにそこで居直ってる場合は、あんたは権利権限はないのだから反対だということにみなしますよということをしなさいと、ちゃんと特例に、会議規則の事例なり前例なりに書いてるでしょう。そういう催促もせんと、私としては一方的にそういう採決を打ったということに不満ですよ。保留という意味は、白紙という意味は、ちゃんと日本語の漢字の中に出てますよ。

私はそういうことで保留ということで、この報告の中に、そういう島原 個人名は別ですけども、保留という意見もあったんだけど、これは法律上あるいは規則上対象にならないのでこういう処理をしましたというぐらいなことは、報告があつてしかるべきでしょう。それを言ってるんです。

〔奥和田好吉君「議長、ちょっと一言」と呼ぶ〕
議長（堀口武視君） 奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 関係のない話やけども、今私の名前が出ましたので、ちょっと言っときます。島原さんから事前に言うといってくれという話があったということですけど、ありません。何も聞いてません。

議長（堀口武視君） 南委員長。

総務文教常任委員長（南 良徳君） 委員長報告

の件でございますが、これは以前からも議論がございました。私も記憶しております。

ただ、本市議会におきましては、慣例的に事務局につくっていただくと、もちろんそれを私は事前にチェックをして、本日報告をさせていただいてると、こういうことでございます。

中身について、島原議員のことが余り載っていないのではないかとということでございますが、すべてが網羅できませんので、その辺については御理解をいただきたいと。

それから、質問時間等の問題もございまして、1時半から始めまして5時、1時間とか1時間半という御指摘がございまして、私は質問時間については十分とらしていただいたと、こういう認識でございます。

それから、保留というお話もございました。これについては、正式に採決のときに私はそういった要求は受けていない。ただ、そういうお声があったような感じはしますが、委員長に対しての何らかの形での申し入れあるいはそういったことについてはなかったと、こういう認識でございます。議長（堀口武視君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） ちょっとあなた、いつから耳遠くなったん。ちゃんと言いましたがいな。突然に言ったんと違いまっせ。あの会場の中で、皆聞いているが、理事者の方も。言いましたよ。保留や、うちは保留してくださいと言うたやん。何を言ってんですか。聞いてないいうて、場外で、委員会以外の場で僕がつぶやいて言うんなら、そらそういう主張でよろしいがいな。ちゃんと2回も3回も言いましたがいな。そう行った途端にあなたは休憩とったんや。いや、それは受け付けられません言うて、あなた休憩とったやないか、暫時休憩いうて。違いまっか。聞いてなかったらそんなこと言うことないでしょう。何を言うてんねや。議長（堀口武視君） 島原議員に申し上げます。いろいろ御指摘ございましたことは、今後議会の課題としてまた取り組んでいきたいと、このように思いますんで、ひとつ御了解いただきたい、このように思います。

ほかにございませんか。 以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決を行います。

まず初めに、議案第5号 財産処分について討論を行います。討論ありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 議案第5号、財産処分について反対の立場で討論します。

六尾、市場地番の山林2万4,441.27平米の処分については、売却価格は1億1,731万円ということが示されております。

河内長野を基点にし、泉南市六尾までの基幹農道整備事業として泉南市内の事業が進められてきました。これに加えて、六尾地区やそれから新家、下村などの圃場整備として、農地の区画整理も行われております。六尾地区の農家の皆さんからは、田地区画整理され、現場まで車が入れるようになり、作業がしやすくなったという喜びの声を聞かせてもらっております。

私は、農家の皆さんが喜ばれている圃場整備には反対するものではありません。かえって農業振興のためには、これからも市が市内の農業育成の立場で、府にお任せ切りになるのではなく、市が主体的にこのような圃場整備に取り組んでいってほしいと思っています。

しかし、この緑資源機構の基幹農道整備は、泉南市内の農道とはほど遠いものと言われても仕方がないほど、ほとんどが山林を通過する道路であります。延長3.9メートルだけの事業であり、中心部のお菊松線から高倉林道までの区間についてはぶつ切りにされ、事業化については具体化されず、3.9メートルの基幹農道が完成しても完全なものにはなりません。

今回の事業は総額で50億円と、そのうち8億5,000万円が泉南市が負担せねばならない、大きな負担が後についています。事業完成は19年度末として、それ以後15年間で年平均8,000万円弱の償還をしていかねばならないという数字も示されました。

この事業が完成しても、この基幹農道はつながらないのです。緑資源機構は事業完了しましても、残された中心部分は、オオタカの生息地ということでニュースにもなったところであります。府の事業として、これから後をつないでいくという事

業化は、自然破壊にもつながり、この基幹農道の全線完全な道はほど遠いものであります。

そして、もしこれが事業化されることがあったとしたならば、この毎年の8,000万円近い償還の15年間、これに加えて財政負担としてまた重くのしかかってきます。そして、自然破壊は免れないでしょう。これ以上の緑資源機構の基幹農道整備はやめるべきです。

以上の理由で私は反対をいたします。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で議案第5号に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第6号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 議案第6号、平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論をいたします。

さて、今補正予算の中には、知的障害者を守るための泉南作業所補助金166万円があります。知的障害者の毎日の生活と生命を守り、そして持てる肉体の機能を活発に持続させていくための通所の作業所は、ノーマライゼーションの立場からも何よりも大切な障害者の施策として予算化されているということです。

2つ目には、少子・高齢化時代に生まれてきた子供たちを皆元気に育てたいと思う、そういう親の願いから、小学校3年生を終了するまで国が支援をしていく児童手当に1億6,000万円が予算化されています。

3つ目には、16年度小学校入学児童からやっ

とのことで1クラス38人学級が実施されました。信達小学校は、教室不足で急遽図書室を教室に切りかえたという状況が今の状況であります。空き地や工場跡地には住宅のミニ開発が次々やられて、児童数が増加したために対応ができないということで、市は四苦八苦の状況であります。18年度からは、1年生、2年生の完全35人学級が始まります。そのために、2教室の増築のための設計委託に委託料として252万円が組まれております。

子供たちや障害者を守る予算については、評価し、反対するものではありませんが、しかし今回の補正予算は、7億6,686万円のうち、72%の5億5,329万円が信達樽井線の予算として盛り込まれております。そして、これに加えて債務負担行為として16年、17年、18年、19年と、19億4,971万円を後年度に負担を押しつける債務負担行為の予算を組んでおります。このことには反対するものであります。そして、これは大型工場の一部移転の用地買収や補償補てんに使われるものということです。今の泉南市の厳しい財政状況の折、さらに借金をふやして財政破綻に追い込む予算には反対するものであります。

今、イオン開店は11月と、一気に工事が進んでおります。市長は、府とイオン、ジャスコに頼まれて、信達樽井線をりんくうタウンへ延伸することを決めました。議会にも諮らず住民無視で進め、商業者や財政が厳しく市の将来に不安を持つ市民の怒りをよそに、建設強行いたしました。

15年の決算も累積赤字で4億1,160万円と6年続きの赤字、借金総額は551億円と大変な状況で、15年度決算では公債負担は、借金は約25億円、16.5%の返済が強いられている中身になっています。このような借金のもとで火だるま財政運営になっているのに、これを無視した信達樽井線の建設です。

今議会で明らかになったことは、道路完成は、これまで18年度末に完成する、19年度に開通すると言いつけてきたものが、さらにおくれて、これから5年後、完成は21年になるということが知らされ、驚きました。信達樽井線の建設の賛成を得るまでうそをつき続けてきた市長の態度は

許せません。

イオン開店で利用者の車がどんどん市民の生活道路に流れ込んで、大変な交通混雑が予測されることに、だれもが心配しています。本来ならば、一警察の管内には1年間に1基も信号機は設置することも難しいと言われているのに、岡中区の強い要望である農作業に支障が出ているこの農業公園の入り口の信号機設置の要望は、なかなかかなえられず、りんくうタウン内の湾岸線には、イオンのために2基の信号機を設置することを決め、工事が進んでいます。しかも、イオンモールの施設内には府道を取り込み、イオンのためには至れり尽くせりで大サービスです。

その上、隣には高齢者住宅や病院があり、大変な環境悪化です。24時間営業で青少年にも悪い影響を与えるのではないかと、こういうイオンモールの建設については、市民の皆さんから多くの不安がわき起こっているのが今の現状であります。

市の地区計画条例では、人がたくさん集まるような劇場や映画館などは認可できないことが決められているにもかかわらず、市長が認める特例条項を生かして、特別扱いでこれも認可しました。住民の声を無視して、何もかもイオンモール中心に有利に立ち回ってきたのが向井市長です。

さて、信達樽井線の建設費用については、総額65億円が計算すると補償など9億円も減額となり、56億円の事業となったと誇らしげに言っておりますが、これほどずさんな財政計画を示してきたことにはあきれられるほどであります。総事業費56億2,000万の事業のうち、一般会計で15年度には8億1,000万円、16年度には9月補正も含めて12億円、債務負担行為がその上に19億5,000万円近くと、合わせて56億2,000万円のうち、今日まで39億4,900万円が予算化されました。

もともと信達樽井線は、砂川駅前から樽井までの直進道路です。市役所周辺が一番先に改修されました。今後は、何よりも一番交通混雑を起こしている砂川駅前から信達地域内の事業を進めていくべきなのに、多くの市民の皆さんが利用し、生活の中心になっている砂川駅中心の交通混雑解消、安全対策は後回しにして、何が何でもイオン先に

ありきでりんくうタウンへの接続では、市民の怒りは抑えることはできません。

今回は、19億4,970万円は債務負担行為で事業を進めることで、後年度負担について、このことについて市長は、今の人に負担をさせるのは酷なこと、世代間公平の負担は当然と考えていると、借金することを平気です。30年間の税収での信達樽井線の借金払いにイオンからの税収を充てていけるということで財政計画を立てたことに対して、税に色をつけるのはおかしい、目的税として信達樽井線につぎ込むことはしてはならないことだと、総務常任委員会での委員からの強い意見もありました。

今後の借金返済で、3年間は金利だけ、4年目から返済が始まり、10年後はピークを迎え、2億7,000万円と、とてつもない返済額となります。市長はみずから、合併しない場合、財政シミュレーションでは、2年から3年後に財政再建準用団体に転落すると合併の説明会でも言い続けてきたのに、一体どうするのでしょうか。財政破綻しないために、市民生活に関係のないむだな大型公共事業をやめ改める以外に、市財政の立て直しはできません。市の財政破綻を食いとめる方法としても、私はイオンに信達樽井線の建設費の負担を求めることを要求したにもかかわらず、それを受けとめませんでした。

施設の負担を、市場岡田線の右折レーンについてはイオンが負担すると今議会で発言がありましたけれども、努力すれば信達樽井線の建設費についても当然可能性があったはずです。市が建設する道路として計画していたのでは何十年もかかるものが一気に建設できたと喜ぶ市長ですが、そのために市民が泣くこととなります。

市長は、市民の里や農業公園、52億円もかかったりんくうタウンへの2本の道路、あいびあの建設などなど、551億円もの借金をつくり出した張本人です。こんなむだな大型公共事業をしていなかったら、こんなにひどい財政破綻はなかったでしょう。障害者や母子給付金、高齢者敬老祝い金など弱い人たちの施策をばっさり切り捨てて、学校施設の耐震強化や、また大規模改修なども10年近くも放置し、学校の水道代や電気代、紙代

などまで大幅に削減し、職員の給与カットなども強行し、そして子供たちからお年寄りまで苦しめてきた生活道路などの整備については後回しと。今またさらにイオンの建設で市民を泣かせる、苦しめる、こんな市政を進めていくというのでしょうか。

このような市長の市政では、市の財政再建をすることはできません。不要不急の信達樽井線のりんくうタウンへの延伸については、今すぐする必要はありません。財政破綻が心配のないようになってから建設を進めるべきだということを私は主張して、反対の討論といたします。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） それでは、御指名をいただきましたので、この10月には選挙もあります。そういう意味で、賛成の立場から私の私見を交えて意見を付して、補正予算（第4号）に賛成をいたしたいと思えます。

議案第6号、平成16年度本市一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告は否決とされました。私は、本問題は本市政にとって極めて重要な事業であることを認識をいたしておるわけがあります。したがって、次の意見を付して補正予算（第4号）に賛同するものであります。

本事業は、信達樽井線、平成9年に事業認可を受け、今日まで継続されてきたのであります。本事業については、イオンモール出店について大阪府の要請により、本市本年度第1回の定例会におかれましては多くの議論が展開をされてきたことでもあります。

私も当初、一般論からいえば、この事業に大きな疑問を抱いた一人であります。イオン道路と称されるこの道路に60億もの投資を行って、市民にとってどうなのか、波及効果やインパクトはどうなのかという物理的、財政的な分析をしなければならぬと考えたからであります。

現状、本市政の財政状況からして、極めてこの事業については難しい、困難な財政状況ではないかと思ってきたのであります。特に、本事業の財政の組み立ては、債務負担行為という予算構成が中心であります。言うまでもなく債務負担行為と

は、直ちに財源、財政の措置を必要とはしないのであります。その財源不足を補う義務づけとしての予算を組まなければならないのであります。したがって、無計画な、しかも無理な予算化をすれば、義務費として必ず将来借金の一部として一般行政に負担がかかるからであります。

確かに、道路は都市形成に欠くことのできない必要な事業であります。市民感情からして率直に、そんな大きな道路は何でやという疑問もあります。

要は、どんな事業にありましても、特に私は委員会で申し上げましたように、これからの都市計画の中には、専門家だけではなく一市民もこういう事業の計画の中に参画をしていくことが大事ではないかという意見も申しております。市民が参加することによって、いろいろな誤解や問題点が解消されるからであります。市民主役の地方自治とは一体どんなものか。この60億という大事業の中で、議会も行政ももっともっと深刻に真剣に考えてやらなければならないと思えます。

ただ、問題は、私は、イオン道路、イオン道路とよく申しますけれども、これから5年たたないとイオン道路は開通いたしません。イオンは、御存じのようにこの11月にオープンをいたします。私もUIゼンセンの仲間の一人として、組織人として、これは余り極端なことをしてるなという考え方をいたしました。

しかし、イオンからすれば、5年後にこの道路が開通するのでは、ある意味では意味がないのではないかなというふうな感覚も持っております。現在、泉南市にサティというものがありませんが、建物はまだありますけれども、あれはわずか3年半くらいの出店をいたしましたけれども、もう撤退をいたしました。この道路は5年くらいかかるようではあります。そういう事業の中で、果たしてこの道路がイオンだけの投資効果なのかどうか、お互いに反省をすることも必要ではないでしょうか。

問題は、この泉南市の資産、財産はあくまでも6万6,000市民のものであります。この予算が公正に使われ、この道路が完成後は、本当に市民にとってよかったと言えるような道路につくり

上げなければなりません。これは、あくまでも私は行政、市長の責任ではないかと思えます。同時に委員会でも各議員から要請がございましたように、完成後は大阪府道に昇格を、買い取ってもらうということの方向性も検討すべきではないかという意見がありましたように、私も府道昇格ということにすれば、市の財政も非常に軽減されるのではないかと思えます。

また、イオンモールに対して、この道路に対しての財政負担を申し入れてはどうかという意見もあります。私は賛同する一人でありますけれども、この道路という事業のために、問題は一般事業が停滞しないよう、影響がないように、市長はその責任を持って、これらの事業に真剣に、そして積極的に対応しなければならない政治責任、結果責任があると思うのであります。

そういう意味で、私はこれからの行政は市民本意の中での事業を進捗することと同時に、市長が本当に政治生命をかけて、この問題に対して真剣に考えていき、できるだけ財政負担の少ないように対応することが望ましいと考えるわけでありませ

す。以上、意見を申し上げまして、賛成やら反対やらわからんような意見を言いましたけれども、どうぞ一生懸命頑張っていたくようにお願いをいたします。

以上です。
議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

藪野議員。

23番（藪野 勤君） ただいま議題になっておりますところの議案第6号、補正予算4号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

前任の討論者におきましては、細部にわたっての内容についての披瀝がございましたけれども、この道路の建設につきましては、今から約20年ぐらいになるでしょうけれども、そのときにいわゆる都市計画審議会においても承認をされておる。早期にわたっての泉南市の基幹道路として建設するということにつきましては、議会も早くから認識をしておったわけでございます。

しかしながら、今日このいわゆるイオン進出ということの問題の中で、それによってこの機会に

整備すべきだということの状況の判断もあり、また再三にわたって議会の中で論議を重ね、財政、政策、あらゆる面においても論議が重ねられてきたわけでございますけれども、その中で一番考えておかなければならないのは、これから先、5年先、10年先、その中でまちづくりの基本をなすところのこの幹線道路を一日も早く完成させることにおいては、いわゆる市におけるところの経済性、また地価の問題、その他について及ぼすところのものが、多々これに対する貢献度があると、このようにも考えております。

なお、この中におきまして、今イオンの道だというような論議をされておりますけれども、イオンは何もこの道がなくても、先ほどもございましたように完成するのが5年先になると、そうなればいわゆるイオンの経営も軌道に乗り、安定化されていって、また交通整理の問題につきましても、何ら支障を来すようなことのないということの推論もできるわけでございます。

そのような中で、いつまでもこの道がイオンであると、また市民の了解がないと、このようなお考えの中で、果たして今日までの審議が一体何であったのかということをお私にここで再度申し上げたい。

なお、このことにつきまして、理事者側からも再度にわたっての、この道につきまして、国・府、あらゆるところからの配慮をいただき、そして当初の全体事業計画よりも減額された事業費の中で完成できるということのありがたい1つの配慮もございませ

す。さらには、今後財政計画の中で、この道が将来的に役立ててくれる、そのようなことも考えれば、今、早急にこのことを完成すべきことが我々議会人としての認識でもあり、その務めでもあり、このように考えてもございませ

す。内容につきましては、簡単でございますけれども、いわゆるまちづくりの基本は道にあると、このような考えのもとで賛成の立場において討論させていただきました。よろしくようお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） 以上で議案第6号に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第7号 平成16年度大阪府泉南市信達郷財産区会計予算について討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第8号 平成16年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第9号 平成16年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案第9号に関し、委員長の報告を求めます。厚生消防常任委員会委員長 北出寧啓君。

厚生消防常任委員長（北出寧啓君） ただいま議長より報告の旨の指名を受けましたので、これより本定例会において厚生消防常任委員会に付託を受けました議案第9号 平成16年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その審査の概要並びに結果の御報告を申し上げます。

なお、審査結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております本常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会は、去る9月7日、委員並びに関係理事者の出席のもと開催し、慎重に審査を行いました。

それでは、委員会における審査の概要及び結果について、順次御報告を申し上げます。

質疑の中で、市民の方から介護保険の利用料が高くてなかなか利用することができないという声を聞く中で、また国の制度も財政難を理由になかなかよくなるまいであろうという見通しがある現在、市独自の制度として市民に対する救済制度をどのような形で行っているのかとの問いに、現在、介護保険利用者は利用料の1割を負担しているが、利用者の負担額が著しく高額とならないように、世帯での1割負担相当の合計額が一定の上限額を超えた場合には、その超えた額が申請により高額介護サービス費として払い戻される仕組みになっており、また市民税非課税世帯等の低所得者の方については、この高額介護サービスに係る負担上限額や食事の負担額が低く設定されているほか、社会福祉法人による負担減免措置や、訪問介護についての経過措置としての負担軽減措置等の配慮を行っているとのことでした。

以上で質疑を終結し、かくして討論、採決の結果、討論はなく、全会一致でもって原案どおり可決することに決しました。

以上、甚だ簡単でございますが、本常任委員会に付託されました議案第9号についての議案審査の概要並びに結果についての私の報告とさせていただきます。

議長（堀口武視君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議員提出議案第18号 泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂 満君。21番（真砂 満君） ただいま上程されました議員提出議案第18号、泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを提案するに当たり、提出者を代表して提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、去る平成16年第2回泉南市議会定例会におきまして、本市議会の議員定数が現行23人を3人減員し、20人とする泉南市議会議員定数条例の改正をしたことに伴い、泉南市議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたため、泉南市議会委員会条例の一部改正を提案するものであります。

なお、具体的な内容につきましては、泉南市議会委員会条例第2条中の総務文教常任委員会8名及び厚生消防常任委員会8名をそれぞれ7名に、産業建設常任委員会7名を6名に改正したく、御提案申し上げる次第でございます。

また、附則といたしましては、本条例につきましては、本年10月の一般選挙後の新しい議会構成による任期が始まります平成16年10月28日より施行しようとするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、本条例の提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賛同のほ

どお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第18号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議員提出議案第19号 道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し上山 忠君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。上山 忠君。10番（上山 忠君） 議員提出議案第19号、道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書について、案文を読み上げ提案にかえさせていただきます。

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書（案）

21世紀を迎え、わが国は、少子高齢化が進展し、投資力の制約が強まる一方で、デフレからの脱却や経済構造の改革、さらには都市の再生など、様々な課題に直面している。

このような厳しい社会経済情勢の中、活力ある地域づくりや都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、豊かな国土を造り上げ次世代に引き継ぐためには、国民共通の資産である社会資本の整備を計画的かつ着実に実施していくことが必要であり、道路こそ、その中の中核的役割を担うものである。

また、道路は、国民生活や経済社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備は、全国民が長年にわたり熱望しているところであり、国民が真に必要とする社会資本として、道路整備の必要性は一層高まっている。

特に本市においては、将来像である「水・緑・

夢あふれる生活創造都市・泉南」を目指し、都市の骨格としての道路網の整備を促進するとともに、通過交通や地域内交通など性格に応じた適切な分離と体系的な道路整備を図る途上にある。

そのため、これらの施設を支援し、その機能を充分発揮するための道路整備はもとより本市域を縦断する国道26号線の充実整備並びに防災、環境、快適性を兼ね備え、障害者・高齢者が自由に移動できるバリアフリーに配慮した道路整備が急務となっている。

よって、政府は道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるように強く要望する。

記

1. 都市の再生や地域の活性化に資する道路整備を促進するため、必要となる財源の確保と都市部への重点的な配分に努めること。
2. 高速自動車道国道は国の最も基幹的な施設であり、今後とも国及び地域の社会経済活動の発展を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。
3. 都市の再生や活力ある地域づくりを推進するため、環状道路の整備や踏切道の改良などの渋滞対策等の推進、地域間の連携促進を図る道路整備を一層推進すること。
4. 沿道の大気汚染や騒音、地球温暖化問題に対応するため、道路環境対策を一層充実すること。
5. バリアフリー、交通安全対策、防災対策などで快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層促進すること。
6. 地方の道路財源が確保されるとともに、地方財源対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月9日

泉南市議会

議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 北出議員。

12番（北出寧啓君） この1から6項目まで記載されているわけですが、総花的でちょっとよくわかりにくいので、提案者の考え方をお聞きしたいんですけども、1、3、4、5、6と

というのは、全体の新しい時代の転換ということで、国の施策の大幅な転換ということだと思んですけど、2は旧来の高速自動車国道等基幹施設を旧来型の整備だと思いますので、提案者はどちらを重要視されているのか、私には基本政策のあり方としてわからないので、その点御説明お願いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 北出議員の意見書の1から6について総花的でわかりづらいと、特に2の高速自動車道は国の最も基幹的な施設であり云々という形ですけども、ここに記載されているとおりでございます、他意はございません。

議長（堀口武視君） 北出議員。簡潔に。

12番（北出寧啓君） 他意というか、だからここに書かれてること自体が矛盾しているのではないかと。日本の大きな国策の転換点を、例えば小泉首相なんかは高速自動車国道の建設を抑制していこうという方向でありますし、自民党内の道路族はこのままこの基本政策を維持していこうという立場で国家的な論点になってると思うんです。

そういう意味で改めてお聞きしますけれども、提案者はこの2の項目を推進していくという立場でございますか、あるいは抑制していくという立場でございますか、その点だけお聞きしたいと思います。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） ここに記載されてるとおりでございます。

議長（堀口武視君） ほかに。 巴里議員。

22番（巴里英一君） そのとおりでございますか。お聞きしますけども、前段の説明文で社会資本だということをおっしゃってますね、基本的に道路の整備というものは。そして、その後、本市においても将来像である「水・緑・夢あふれる生活創造都市・泉南」を目指し、都市の骨格としての道路網整備を促進するとともに、通過交通や地域内交通など性格に応じた適切な分離と体系的な道路整備を図る途上にあると、こういうふうにあなたはおっしゃってます。

そのため、これらの施設を支援し、そういった道路整備を兼ね備え、高齢者、障害者が自由にと

いうバリアフリーに配慮した道路をつくることだということもおっしゃってます。

そういう意味で、私は異論はないんです。その1、2、3、4、5、6の中の2について若干の問題はあるかなというふうには思いますけども、それ以外については、都市の再生ですね、1は。そして、2は高速道路網ですね、整備だと。これは若干僕は問題があるとは思いますが、3については環状道路の整備や、地域間の渋滞解消とか地域間の連携促進を図る道路整備ですね。沿道大気汚染、当然これは分散することでどういふふうになるのか、いわゆる停滞することによってCO₂とかNO_xが非常に大きくなるから、そういう意味で流れがよくなれば、いわゆる環境汚染の若干の減が出てくる可能性というはあるだろうというふうに思います。

5は先ほど申し上げたとおりで、6については、その財源が確保されるという、これは当たり前のことで、先ほども補正議案で、いわゆる市の説明が、市の負担が非常に低く、過去にない負担率であるということをお私に評価する。いわゆる泉南市の軸整理というふうになってるんですが、そのときあなたは反対されました。このことと矛盾されるのか、されないのか。そこをお答えください。
議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） ただいま巴里議員の質問の中で、この意見書の提案者として、先ほどの補正第4号との関連について、あなたは補正第4号について反対されましたという、それについてどういう形、これとの整合性がどうなってるんかとの質問だと思うんですけども、私は過去から道路について、特に信濃線については、私は反対はしてきておりません。あくまでも財政スキームがおかしいんじゃないですかということについて反対してきておりますし、それは一貫して変わらないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） いやいや、あなたがおっしゃること、矛盾してることを感じないのかなというふうには私は思うんです。

財政スキームのどこが問題なんですか。問題は、

あなたがおっしゃってることと私らが考えてることと乖離してるわけですから。あなた財政と言うてはるから、それを言うんですね。それだったら、今までの道路の負担率とあなた方の信濃線の泉南市の負担率を一遍挙げてもらえませんか、過去の市道の、都市計画道路の。挙げていただいたら、どれだけ将来的負担が泉南市にかかるのか、これ挙げてもらったらわかりますよ。今、あなたが先ほど反対された議案の道路と都市計画道路、これから実行しようとする道路の将来の泉南市の負担率。額が多い、少ないというのは関係ないですよ。それわかってるんだったら一遍示してください。それでまた議論しましょう。

議長（堀口武視君） 巴里議員に申し上げます。この意見書の中身からは外れておりますので、その辺はひとつよろしく願いを申し上げます。

〔巴里英一君「いや、財政と言うから私は聞いているんです」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 意見書の中身とはちょっと外れておりますので、その辺はひとつ御理解を願いたいと思います。

ほかに 巴里議員。

22番（巴里英一君） そんなん答弁なしでほっといてもうたら困るんですよ、私は。

これね、きのうも私お聞きしましたけども、理事者に。これと直接関係ない道路ですから関係ありますから、議会としてこういう議決をするためには、そういった道路も我々は考えていかならないわけでしょう、資本投下については、それが少し多いから反対だとか賛成だという考え方というのは、私は間違ってますよと言ってるんです。乖離、矛盾があると。それをあなたが先ほど予算と言うから、それやったら予算あるんやったら将来的展望を出してくれませんかと言うただけの話で、議長はああいうとめ方されましたけどね。その点なんですよ。それやったらきちっと数字出して下さいよ。

議長（堀口武視君） ちょっと待ってください。巴里議員、この補正予算とこの議案とはちょっと別個に考えていただきたい、このように思いますので、もう答弁は結構だと思います。

ほかにございませんか。 以上で本件に

対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議員提出議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議員提出議案第20号 自動車NO_x・PM法の車種規制から、中小業者の経営と雇用を守り、患者救済の施策を求める意見書についてを議題といたします。

本件に対し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

11番（松本雪美君） 議員提出議案第20号、自動車NO_x・PM法の車種規制から、中小業者の経営と雇用を守り、患者救済の施策を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

自動車NO_x・PM法の車種規制から、
中小業者の経営と雇用を守り、患者
救済の施策を求める意見書（案）

大都市圏における大気汚染の状況は今なお深刻な状況であり、市民の健康を守り、住みよい環境を実現するため、早急に解決すべき課題となっている。

とりわけ、大気汚染の大きな原因となっている窒素酸化物（NO_x）や発ガン性のおそれのある粒子状物質（PM）の大半を占めるディーゼル車の排ガス対策は緊急の課題である。

このため、国においては「自動車NO_x法」（平成4年12月施行）を改正し、新たに粒子状物質（PM）を規制対象に加えた「自動車NO_x

・PM法」を施行し、昨年10月からディーゼル車に対する車種規制が強化されている。

国は、法の施行に伴い運送事業者やユーザーなどに対して、規制に適合したディーゼル車や低公害車への買い替えを推進しているが、規制対象地域だけで320万台にのぼる使用過程車への対策が不十分な状況となっている。

大気汚染の改善のためとはいえ、現在の深刻な経済状況のもと、中小運送業者、個人事業者にとって対応できない過重な経済的負担を強要するもので、新たに多くの倒産・廃業と失業者を発生させる原因となっている。

本来、自動車排ガス対策は、国や自動車メーカーが大きな原因者であるにも関わらず、今般の「自動車NO_x・PM法」によるディーゼル車の排ガス規制は、事業者や個人に対して大きな負担を求めるものとなっている。

また、国は、2002年10月29日東京地裁判決で、5たび公害発生責任を断罪されながら、患者救済に背を向けている。日々、ぜんそくに苦しむ公害患者の救済は、緊急の社会的要請となっている。

よって、本市議会は、政府に対して、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. NO_x とPMの両方を低減をする後処理装置の第1号認定をみた今、環境基準は、低公害車と後処理装置の双方を強めて達成すること。
 2. 国土交通省の第1号認定装置（DBS型排気ガス浄化装置）の形式拡大と助成措置を行うと共に製造制限を撤廃し、すべての規制対象車両に装着できるようにすること。
 3. 後処理装置の装着は、国土交通省の改善対策制度に基づいて自動車メーカーの責任で行うようにすること。
 4. 最新適合ディーゼル車を含む低公害車購入資金は、事業者・個人の負担軽減のため、税制措置や融資制度を抜本的に拡充し、希望するユーザーすべてに対応できる予算措置を講ずること。
 5. 国と自動車メーカーの責任と負担により、新しい患者救済制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書

を提出する。

平成16年9月9日

泉南市議会

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 東議員。

6番（東 重弘君） 大気汚染でNO_xということをご提案されてますが、このエックス、何番から何番まであるんか、それと一番大気汚染の原因はそのうち何番なのか、ちょっと教えてください。

議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 公害発生をさせる原因になっているこの粒子状物質、PMとか窒素酸化物のNO_xについては、専門家ではありませんので、その辺については不勉強でわかりませんので御了承ください。

議長（堀口武視君） 東議員。

6番（東 重弘君） そういうことでしたら、お答えしていただくわけにいかんと思うんで、了解しました。

それと、ここの記の中の2番に述べられてます認定装置の形式拡大と助成措置という、この辺は何を指しておられるんか、ひとつお答えください。

議長（堀口武視君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 9月8日に国土交通省は、NO_x・PM低減装置性能評価制度の第1号認定ということでエス・アンド・エスエンジニアリングという中小企業がこういう公害物質を除去できる装置を開発したと、そういうことで、その開発装置の形式としてこういう形で名前が明記されているということではありますが、私自身は、これはそのまま装置の形式的につけられた名前だということで、詳しくその名前のあれはわかりませんので、よろしくお願ひします。

議長（堀口武視君） 今の質問は、形式拡大と助成措置、これをどう……。

11番（松本雪美君） 国土交通省は、NO_x規制やPMということで、そういう公害物質を出す車両の総台数が320万台だということを第156回の国会でも決算行政監視委員会第4分科会で答弁をされておりまして、平成15年9月には約6万5,000台、ことし16年度は6万4,0

00台、それから来年には114万9,000台、こういうことで毎年毎年、規制をかけられた自動車は10年単位で平成元年9月30日以前のものからずっと15年間にわたってNO_x規制をかけるという、そういう車両が毎年毎年廃車をせねばならないような状況に追い込まれていくということにして、そして現在、先ほど言いましたように320万台という車両が残っていると、そういうことでございます。

そして、その車の整備をするためには、国はわずか800台しかこの除去装置をつけることを認めていないという状況がありまして、その状況の中では十分に、今320万台のこの車両に対して、使える車まで廃車をせねばならないというようなことが起こってくると、そういうことですので、当然、国におきましては、こういう規制を加えないで十分に除去装置、後処理装置を車につけられるように配慮をしていくべきだということで、対策を講じてほしいということでありまして。

議長（堀口武視君） ほかに 北出議員。

12番（北出寧啓君） 2点ほどお尋ねしたいんですけども、言語でわからないのは、2番目の「製造制限を撤廃し」というのは具体的にどうということなのか、ちょっと説明いただきたいということと、3点目が自動車メーカーの製造責任だと思ふんですけども、そういう責任追及の仕方があり、4点目には国に対する税制措置、融資制度云々ということで責任を求めるということになっていると思ふんですけども、3と4は関係性においてどういうことなのか説明していただきたいと思ふます。

議長（堀口武視君） 松本議員。簡潔に答弁してください。

11番（松本雪美君） 後処理をせねばならない、そういう公害を発生するディーゼル車については、そういう浄化装置がつけられれば十分に対応できる車が大量にあるということは先ほども言うたとおりですが、しかしこの浄化装置をきちっとした形で責任を持って製造をしていくと、いろいろ知恵を出し合って企業が製造していくということについては、政府は800台しか認めないということを行っているわけです。先ほど言うた中小企業

ですけど、その会社では800台しか認められないということですので、これから後どんどんたくさん生み出されるディーゼル車の廃車になる部分は、当然新しい浄化装置をつけられるようにそういう制限を撤廃してほしい、そういうことであります。

それと、自動車メーカーの責任で行うようにということは、当然こういうディーゼル公害車をつくってきたのは国です。しかも、外国に売る分につけては、輸出する分につけては、外国の規制が厳しいですから、それなりに厳しい規制で車両をつくってきており、日本国内ではどんどん排気ガス、公害物質を吐き散らすような構造になっていたということも、私は今勉強させていただいてよくわかった。そういう企業の責任をきちっととって、国内では公害物質を出さないように、今までつくってきたディーゼル車を改善できる、それは当然企業の責任として、自動車メーカーの責任としてやるべきだということで、この提案をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。討論なしと認めます。

これより議員提出議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕
議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議員提出議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

質疑の途中でございますが、1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時34分 再開

議長（堀口武視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議員提出議案第21号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して前田千代子君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。前田千代子君。

5番（前田千代子君） 議員提出議案第21号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

乳幼児医療費無料制度の 創設を求める意見書（案）

わが国の合計特殊出生率は年々低下し、2003（平成15）年の値は、人口を維持するのに必要な2.08人を前年の1.32人から大きく下回る1.29人にまで低下し、まさに危機的な水準に至っている。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、大阪府をはじめとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも、同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府においては、当面、義務教育就学

前児童に対する医療費無料化制度を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月9日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおりを可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議員提出議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議員提出議案第22号 イラク多国籍軍から自衛隊の即時撤退を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し前田千代子君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。前田千代子君。

5番（前田千代子君） 議員提出議案第22号、イラク多国籍軍から自衛隊の即時撤退を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

イラク多国籍軍から自衛隊の

即時撤退を求める意見書（案）

イラクでは、6月の「主権移譲」後も、混乱が続いている。

イラク国民大会議が、米軍のナジャフ攻撃で混乱し、諮問評議会の選出をめぐるも紛糾し、イラク暫定政府側が準備した名簿を会期を1日延長

してなんとか承認した。

最大の問題は、大義なきイラク侵略戦争を強行した米軍が、大規模な軍事行動を制約なしに行い、事実上の占領体制を敷いていることである。

米軍主導の多国籍軍が駐留し、武力行使を続ける限り、イラクの主権回復過程に障害となることは、ますますはつきりしてきている。

にもかかわらず、小泉内閣は、国民や国会にもはからず、自衛隊をイラク多国籍軍に参加させた。この憲法じゅうりんの多国籍軍参加は、イラク国民と敵対し、イラクの主権回復の妨げとなり絶対許されるものではない。

よって、本市議会は、政府に対し、自衛隊を即時撤退させ、イラク国民の意思を尊重した新しい国づくりへの支援、国連中心の復興支援を進めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月9日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立少数であります。よって議員提出議案第22号は、否決されました。

次に、日程第13、議員提出議案第23号 大阪府知事に対し、泉南市に臭気指数規制の地域指定及び指数設定の知事公示を要請する決議につい

てを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番（大森和夫君） 案文を朗読し、提案にかえます。

大阪府知事に対し、泉南市に臭気
指数規制の地域指定及び指数設定
の知事公示を要請する決議（案）

泉南市では、樫井川下流にある産業廃棄物処理業者から排出される悪臭により新家地区住民は長年苦しめられている。

その被害は日常生活から健康被害にまで及んでいる。

この悪臭を排出している業者は「悪臭を出さない」ことを前提に、前回（平成12年4月）の営業許可更新を大阪府が認めている。

大阪府は業者が施設改善し、悪臭問題が解決されなければ、次回（平成17年4月）の営業許可更新は認めない方針である。

一方、現行の臭気測定は特定悪臭物質22品目ごとの物質濃度規制である為、業者自身が泉南市公害対策審議会（平成16年7月16日）で「悪臭物質及びその他微量物質の“複合臭”が周辺地域に漂っている」と認めている通り、この複合臭に適する人間の嗅覚を用いた臭気指数規制が必要不可欠である。

よって、大阪府において下記の事項について、早急に実現することを強く要請する。

記

1. 泉南市新家地区の自然的、社会的条件から判断して生活環境を保全することが十分でないことと認められる区域であることより泉南市に「臭気指数規制」を先駆的に採用すること。
2. 臭気指数規制の「地域指定」及び「指数設定」の知事公示を平成18年3月までに実施すること。

以上、決議する。

平成16年9月9日

泉南市議会

皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に

対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。
討論なしと認めます。

これより議員提出議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第23号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第14、議員提出議案第24号 独立行政法人都市再生機構による良好な居住環境の整備に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表し成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。18番（成田政彦君） 今議会4年間、最後の意見書となります。何とぞよろしくお願いします。

最初に、訂正とおわびを申し上げたいと思います。記の2番目の「都市基盤整備公団」、それと3番目の「都市基盤整備公団」ということについて、既に公団は廃止になってますので、「都市基盤整備公団」につきまちは「都市再生機構」、それから3番目の「都市基盤整備公団」とは削除したいと思います。よろしくお願いします。

独立行政法人都市再生機構による良好な
居住環境の整備に関する意見書（案）

都市基盤整備公団（以下「都市公団」）が、本年6月30日をもって解散し、公団住宅の管理は7月1日に新たに設置された独立行政法人都市再生機構に引き継がれることになった。1955年（昭和30年）設立の日本住宅公団によって始まった公団住宅制度は、その後、半世紀にわたって国の住宅政策の柱の1つとして大きな役割を果たしてきている。住宅に困窮する勤労者、都市住民に良好な公共住宅を供給するとともに、地域のまちづくりに重要な貢献をしてきている。

公団住宅居住者の居住の安定等の願いを受け止め、42の県、市、区議会が意見書を提出し、16の市長、市長会が要望書を提出している。それらの声を踏まえて、2003年の通常国会の衆参

両院国土交通委員会での審議は、すべての会派から「居住の安定を守れ」との質疑が行われ、全会一致で付帯決議が採択された。

国及び政府においては、都市公団の直面する課題と、独立行政法人都市再生機構に公団住宅の管理が移行されるにあたり、下記のように履行されることを強く求めるものである。

記

1. 公団住宅を独立行政法人都市再生機構に引き継ぐにあたり、独立行政法人都市再生機構法に対する衆参両院国土交通委員会の付帯決議事項を全面的に実現し、安心して住み続けられる公共住宅を存続させ、居住の安定を図るよう努めること。
2. 都市再生機構は、家賃値上げに関する特別措置について十分考慮すること。
3. 独立行政法人都市再生機構は、高齢者世帯・子育て世帯等入居者の居住の安定を図る家賃制度を確立し、空き家の減少に努めること。
4. 独立行政法人都市再生機構は、既存住宅の建て替えについて、公共住宅の建設と住みよいまちづくりに活用するよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月9日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（堀口武視君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀口武視君） 起立多数であります。よって議員提出議案第24号は、原案のとおり可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任を願いたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成16年第3回泉南市議定例会を閉会いたします。

なお、本定例会は、任期最後の議会でありますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

去る9月2日から本日まで議員各位におかれましては残暑厳しい折、また時節柄何かと御多忙中にもかかわらず熱心なる御審議を賜りまして、議長として厚く御礼を申し上げます。また、議会を通じて議事進行に各位の御協力を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

理事者各位におかれましては、成立いたしました各案件につきましては、これが執行に当たっては適切な運用をもって進められ、市政発展のため一層の努力をされんことをお願い申し上げます。

さて、議場において皆さん方と顔を合わせることも本日をもって最後となるものと思いますが、過去4年間、泉南市議会の運営が円滑に本日までまいりましたことを皆さんとともに喜びをしたいと思います。

来る10月27日をもって任期が満了するのですが、もしこの機会をもって市議選に再出馬されない議員におかれましては、今後ますます健康に御留意をされまして、泉南市発展のため御指導、御協力を賜らんことを切にお願い申し上げます。

また、今回の市議選に際し、再出馬を予定されております各位におかれましては、来る10月24日の選挙において当選の榮譽を得られ、この議場で再び顔を合わせられますよう格段の御努力、

御奮闘をお祈り申し上げ、甚だ簡単措辞ではございますが、私のお礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

午後1時50分 閉会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長 堀口武視

大阪府泉南市議会議員 竹田光良

大阪府泉南市議会議員 中尾広城